

○浜田市美又温泉国民保養センター条例

平成17年10月1日

条例第212号

改正 平成17年10月1日条例第299号

(全改)

平成22年6月25日条例第27号 平成25年12月27日条例第49号

平成28年7月6日条例第28号

(目的及び設置)

第1条 国民の保養及び健康の増進、余暇の効果的な活用と健全なレクリエーション活動の推進を図り、もって住民福祉の向上及び地域産業経済の振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市美又温泉国民保養センター（以下「保養センター」という。）を浜田市金城町追原32番地1に設置する。

(事業)

第2条 保養センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 温泉保養施設の提供
- (2) 宿泊施設及び休養施設の提供
- (3) 集会のための会場の提供
- (4) その他保養センターの設置の目的を達成するため必要な事業

(管理)

第3条 保養センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保養センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 保養センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保養センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

(平28条例28)

(利用時間等)

第6条 保養センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴 午前9時から午後8時30分まで
- (2) 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで
- (3) 貸室 午前9時から午後4時まで
- (4) 食堂 午前11時30分から午後2時20分まで及び午後5時30分から午後8時30分まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の利用時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、保養センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、若しくは第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金城町美又温泉国民保養センターの設置及び管理に関する条例（平成11年金城町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月1日条例第299号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の浜田市美又温泉国民保養センター条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市美又温泉国民保養センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月25日条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第49号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条

例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市体験農園施設条例別表第2の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農畜産物加工施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市下来原林業協業活動センター条例別表の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市地域交流プラザ条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉公園条例別表の規定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定並びに弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月6日条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

（平25条例49・一部改正）

美又温泉国民保養センターの利用料金

- 1 宿泊料金

区分	宿泊料金の範囲
宿泊料金	1人1泊につき 2,160円以上10,800円以下

- 2 休憩料金及び利用料金

区分	休憩料金及び利用料金の範囲
----	---------------

	4時間まで	4時間を超える1時間ごとの加算額
4.5畳 1室	1,080円以上4,320円以下	108円以上540円以下
6畳～10畳 1室 休養ホーム 1室	2,160円以上5,400円以下	324円以上1,080円以下
24畳 1室	4,320円以上10,800円以下	540円以上1,620円以下
40畳 1室	5,400円以上16,200円以下	864円以上2,160円以下
60畳 1室	7,560円以上21,600円以下	1,080円以上3,240円以下
会議室	3,240円以上10,800円以下	324円以上1,080円以下
大広間	中学生以上1人1回 308円以上1,028円以下	
	小学生1人1回 102円以上822円以下	

3 入浴料金

区分	1回の入浴料金の範囲
大浴場 大人（中学生以上） 小学生	411円以上822円以下 205円以上411円以下
家族風呂 身障者風呂	1時間 514円以上4,114円以下

○浜田市美又温泉国民保養センター条例施行規則

平成17年10月1日

規則第152号

改正 平成17年10月1日規則第229号

(全改)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成17年浜田市条例第299号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第2条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒、学生若しくは幼児又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（都道府県知事の許可を得ていないが、これと同様の目的で設置されたものを含む。）に入所している児童が、教育、文化、観光、保養を目的として浜田市美又温泉国民保養センター（以下「保養センター」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を利用するとき 全額（宿泊料金及び入湯料金を除く。）
- (2) 市が主催し、又は共催して利用する場合であって、指定管理者が特に必要があると認めるとき 全額（宿泊料金及び入湯料金を除く。）
- (3) 市民で組織する団体が会合するために利用する場合であって、当該団体が減免を希望するとき 利用料金の2分の1の額（宿泊料金及び入湯料金を除く。）
- (4) 前3号のほか指定管理者が特に必要があると認めるとき その都度指定管理者が定める額

(利用に係る事故の責任)

第3条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(係員の立入り)

第4条 保養センターの係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(利用状況等の報告)

第5条 指定管理者は、毎月の保養センターの利用状況、管理状況その他市長が必要と認める書類を作成し、当該月の翌月末までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日規則第229号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。